第 4550 号

目 次	
告示	
○県民ふるさとの日に免除する使用料等についての一部改正	1
○保安林の指定予定	
○指定障害福祉サービス事業者の指定	2
公告	
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	3
○開発行為の工事完了	4
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	

# 示 ······

## 富山県告示第399号

県民ふるさとの日に免除する使用料等についての一部改正について 県民ふるさとの日に免除する使用料等について(平成25年富山県告示第 149号) の一部を次のように改正し、富山県総合体育センター条例の一部を改正する条例 (令和元年富山県条例第51号)の施行の日から施行する。

令和元年10月2日

富山県知事 石 井 隆

表富山県総合体育センターの項中「トレーニング室」を「第1トレーニング室」 に改める。

(企画調整室)

# 富山県告示第400号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったの

で、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年10月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡朝日町笹川字馬坂4240

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 富山県告示第401号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和元年10月2日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービス	書福 ビス 指定年月日	車業配乗早	申請者		事業所	
の種類	事 未川田 ケ	名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	

居宅介護、   令和元年10   161200 重度訪問介   月 1 日 護	0263  株式会社二   東京都千代 チイ学館   田区神田駿 河台二丁目 9番地	ニチイケア   南砺市やか センター福   た105番地 野
---	---	--------------------------------------

**公** 告

# 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年10月2日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画地区計画

(名称) 富山市中心市街地地区 地区計画

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年10月2日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

富山高岡広域都市計画用途地域

### 開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した開発行 為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月2日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共	施設	開発許可を受けた者	
	位置·区域	種 類	住 所	氏 名
砺波市庄川町示野386番、 387番、388番及び389番			新潟県新潟市西区寺尾 台2丁目3番3号	株式会社ひら せいホームセ ンター
黒部市植木701番、702番、 703番、704番及び705番	同左	道 路 園 下水道	魚津市住吉543番地1	有限会社サン ビック

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年10月2日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
  - ドラッグコスモス大広田店 富山市中田2丁目95番1 ほか9筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品
- 4 新設の日 令和2年5月1日
- 5 店舗面積の合計 1,516㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地北側・西側 61台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 敷地北側 ほか 23台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側 50㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南側 12.414㎡

- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時45分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分~午後10時
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 敷地西側 ほか
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 8 届出の日 令和元年9月18日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 令和元年10月2日から令和2年2月3日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を 有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで きる。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

6

令和元年10月2日印刷発行

発 行 富